

預かり保育料の無償化と算定方法について

預かり保育料の無償化

対象児童

- ①保育の必要性のある3～5歳児（新2号認定を受けた児童）
- ②保育の必要性のある満3歳児（新3号認定を受けた児童）

上限額

450円×利用日数を限度額として、預かり保育の利用に要した費用を無償化（ただし①月11,300円、②16,300円を上限とする）

算定方法

時間制、日額制、月額制、など、各園によって料金体系は様々ですが、当月分の預かり保育に要した費用について、「**450円×利用日数**」を**限度額**として無償化します。園からの請求額は、利用額から限度額を差引いた額とします。

パターン1 日額500円で15日利用した場合

利用額：500円×15日＝7,500円

限度額：450円×15日＝6,750円

★6,750円が対象額となるため、差額の750円を保護者負担とする

パターン2 日額200円で10日利用した場合

利用額：200円×10日＝2,000円

限度額：450円×10日＝4,500円

★限度額より利用額が安価なため、保護者負担は0円となる

パターン3 月額10,000円で20日利用した場合

利用額：10,000円

限度額：450円×20日＝9,000円

★9,000円が対象額となるため、差額の1,000円が保護者負担となる